

隠岐の島町

一般不妊治療費 助成制度について



一般不妊治療等を受けているご夫婦に対して、不妊治療等に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、治療をしやすい環境をつくることを目的とします。

【対象者】

- ❁ 戸籍上の婚姻関係又は事実婚関係にあり、夫婦又はそのどちらかが隠岐の島町に住所を有する人
- ❁ 医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、又は被扶養者である人

【対象治療】 保険適用の不妊治療及び検査・人工授精

【助成内容】 1年につき9万円を上限とし、助成期間は生涯を通して3年間とします。

(1年は4月より翌年3月末とします。)

【申請方法】

治療を受けた医療機関で医師の証明を受け、申請書およびその他の書類と併せ、翌年度4月中旬までに申請窓口へ提出してください。

【申請窓口および問い合わせ先】

隠岐の島町役場保健福祉課(2-8577)

